

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
羽曳野警察署	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものが あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>許可数量</th><th>目的</th><th>年間使用料</th><th>許可期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>1.26m²</td><td>自動販売機</td><td>1,815,000円</td><td>(注) 令和5年4月3日から 令和6年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和5年4月3日から令和10年3月31日ま で」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	1.26m ²	自動販売機	1,815,000円	(注) 令和5年4月3日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発 防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知 事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に 係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システム を用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとす る。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、シス テムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間								
建物	1.26m ²	自動販売機	1,815,000円	(注) 令和5年4月3日から 令和6年3月31日まで								

措置の内容

是正を求められた事項について、公有財産台帳への登載を行った。 検出事項が発生した原因是、公有財産台帳等管理システムへの異動登録を失念していたことによるものである。 再発防止に向けては、本事案について課内で情報共有し、併せて大阪府公有財産規則等の周知を図った。また、決裁時には、当該起案文書に大阪府公有財産規則等の関係法令を添付するな どし、担当者だけでなく、決裁関与者のチェックを徹底することとした。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。
--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）